

今後の電気保安のあり方について

平成27年3月20日

電力安全課

目次

1. 電気保安規制の見直しの必要性
2. 電気保安の目指すべき方向性（検討の前提）
3. 現行の電気保安規制の全体像
4. 電気保安上の重大事故の状況
5. 環境変化・課題
6. 今後の電気保安のあり方
7. 具体的な検討課題

1. 電気保安規制の見直しの必要性

- 近年、再生可能エネルギーを中心とした小規模分散型電源の導入拡大により、電気保安をとりまく環境は大きく変化。加えて、電気事業法第2弾改正では、一般電気事業者・卸電気事業者などの事業規制区分が発電事業／送配電事業／小売事業などに見直され、発電事業への参入が活発化。第3弾改正では法的分離も予定。
- 電気保安をとりまく環境変化の一層の進展が想定され、今後の事業環境を踏まえた電気保安システムを構築することが不可欠。これまで個別の規制緩和要望等を踏まえた規制の見直しを着実に実施してきたが、**電気保安のあり方について、その目的に立ち返り、あらためて検討、最適化を図ることが必要**。
- これまでの電力システム改革の議論の中で、使用前自己確認制度や風力発電設備の定期検査制度を導入し、環境変化を見据えた法規制の「構え」は整備。今後は、
 - i) 改正電気事業法の下での**保安規制の「具体的内容」**について検討していくとともに
 - ii) **電気保安手法の更なる高度化・効率化に向けた取組**について検討していくことが必要ではないか。

【電気事業法改正のスケジュールと保安規制と関連する主な改正事項】

第2弾改正（平成26年6月18日公布）

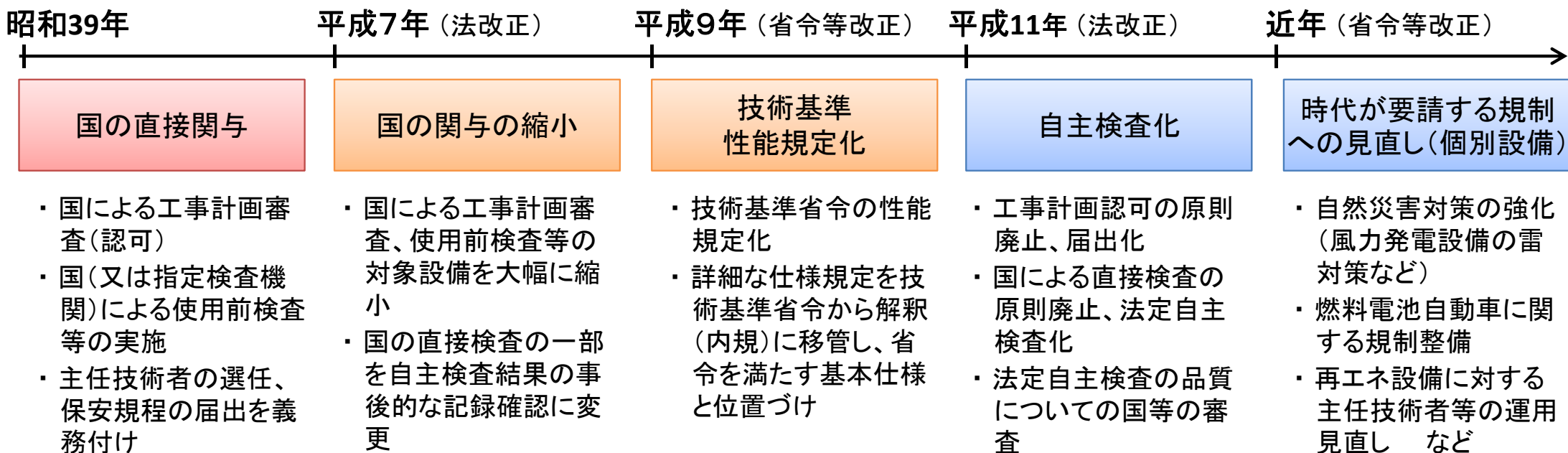
- ◇事業規制区分の見直し（公布日（平成26年6月18日）から2年6月以内に施行）
 - ：一般電気事業・卸電気事業等の用に供する電気工作物（電気事業用）とそれ以外の事業用電気工作物（自家用）を区分し、保安規程・主任技術者等について異なる規制を課しており、事業規制区分の見直しを踏まえた見直しが必要
- ◇使用前自己確認制度の導入（公布日（平成26年6月18日）から2年6月以内に施行）
 - ：事業用電気工作物のうちリスクが低いものについて、工事計画届出・使用前安全管理検査に替えて、使用前自主検査の結果を国に報告する制度を新設（平成25年12月17日第4回電力安全小委員会で審議）

第3弾改正案（平成27年3月3日閣議決定）

- ◇検査制度の見直し（公布後2年6月以内）：風力発電所への定期安全管理検査の導入、溶接安全管理審査の見直し
- ◇法的分離（平成32年4月1日）：発電／送配電が分離（兼業禁止）。これを踏まえた保安のあり方の検討が必要

(参考)電気保安規制の変遷

- 昭和39年に制定された電気事業法の電気保安規制については、当時相当数の電気事故が発生する中、電気設備の大容量化、社会生活の複雑化・高度化に伴う安全水準の向上に対する社会的要請の高まり等を背景に、工事計画の審査、使用前検査、定期検査といった多段階に亘る国による直接的な関与を位置づけた仕組みとして整備。
- その後の安全実態の向上等を踏まえ、平成7年以降、他法令に先駆けて自己責任原則を重視した安全規制へと見直しを進めてきたところ。
- 近年、電気保安をとりまく環境は大きく変化。新エネ技術の技術革新、固定価格買取制度による政策的後押しもあり、これまでの大規模発電設備を中心とした拠点型の電源開発から、再生可能エネルギーを中心とした小規模分散型の電源開発にシフト。また、これらのパッケージ化された設備の実用化により、設置主体も多様化。このような環境変化の下、規制改革実施計画等を通じた社会的要請を踏まえ、電気保安規制について、累次の見直しを進めてきたところ。



2. 電気保安の目指すべき方向性（検討の前提）

電気保安規制の目的

- 電気保安規制の目的は、「電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ること」。
- 具体的には、電気事業法第39条第2項（事業用電気工作物）の技術基準の要件として掲げられている以下4点を達成することが主な目的。
 - i) 人体への危害、物件の損傷の防止（公害の防止を含む）
 - ii) 他の電氣的設備等の機能に対する電氣的・磁氣的な障害の防止
 - iii) 事業用電気工作物の損壊による一般送配電事業の電気供給に対する著しい支障の防止
 - iv) 一般送配電事業の用に供される事業用電気工作物の損壊による当該一般送配電事業の電気供給に対する著しい支障の防止

※上記に加え、「環境の保全」の一環として、環境影響評価に係る手続きを規定

※一般用電気工作物は i) 及び ii) のみ

民間自主保安のあり方

- 民間自主保安の目標は、設置者等を中心とした各主体がそれぞれの責任範囲を自覚し、自らの責任に基づく保安確保への取組を主体的に行うことにより、必要な安全水準が達成される仕組みを社会全体として構築すること。
- この段階での国の役割は、ルールの策定とその遵守状況の監視に併せ、事後規制の機動的・効果的な発動に重点を置いたものとなる。
- そのため、将来的には、技術基準適合性の審査・検査といった国の事前関与を原則として廃止し、設置者等が自らの責任において安全を担保することが求められる。
- 保安規程、主任技術者制度は自主保安の要。
（電力安全問題検討合同小委員会報告書
（平成11年1月12日）より）

民間の保安水準を踏まえ、人体への危害・物件の損傷や著しい供給支障を生ずるリスクの高い設備に対し、規制行政のリソース(国の事前関与)を重点化していくことが基本的考え方。

3. 現行の電気保安規制の全体像①（国の関与）

事前関与	事後関与
<p data-bbox="443 300 750 347">技術基準・解釈</p> <ul data-bbox="185 363 1003 550" style="list-style-type: none">・電気工作物が満たすべき性能及びその基本的な仕様を国が事前に提示。・全ての電気工作物は技術基準への適合が求められる。 <p data-bbox="376 651 810 699">工事計画（認可・届出）</p> <ul data-bbox="185 715 1003 901" style="list-style-type: none">・届出の場合であっても、国は技術基準適合性を確認（届出後30日間は工事開始を禁止）。・疑義がある場合には、変更・廃止を命ずることができる。	<p data-bbox="1429 300 1841 347">使用前安全管理検査</p> <ul data-bbox="1227 363 2045 598" style="list-style-type: none">・工事計画の対象設備について、設置者が使用前に自主検査を実施。検査の適切性について事後的に国等の審査を受けることが必要。・自主検査を完了していれば、国等の審査を受けている間も設備の運転が可能。 <p data-bbox="1473 651 1796 699">使用前自己確認</p> <ul data-bbox="1227 715 2045 901" style="list-style-type: none">・電気事業法第2弾改正で措置。・使用前の自主検査の結果を、国に事後的に届出。（工事計画の届出、使用前安全管理審査は不要） <p data-bbox="1451 954 1818 1002">定期安全管理検査</p> <p data-bbox="1406 1050 1863 1098">報告徴収・立入検査など</p>

自主保安を実効的たらしめる仕組み

保安規程

- ・設備の使用開始までに届出（届出なしに設備を使用した場合罰則適用）。
- ・国は内容の変更を命ずることが可能であるが、点検頻度等の基準を国が定めているわけではなく、保安実績等に基づき合理的に説明できる内容であれば了としている。

主任技術者

- ・工事等を行う場合に選任し、遅滞なく届出。（選任を行わなかった場合には罰則適用）
- ・免状取得のため、資格試験合格ないし、実務経験が必要。
- ・許可選任等の特別な場合を除き、特段の審査はない。

3. 現行の電気保安規制の全体像②（事業区分別の適用関係）

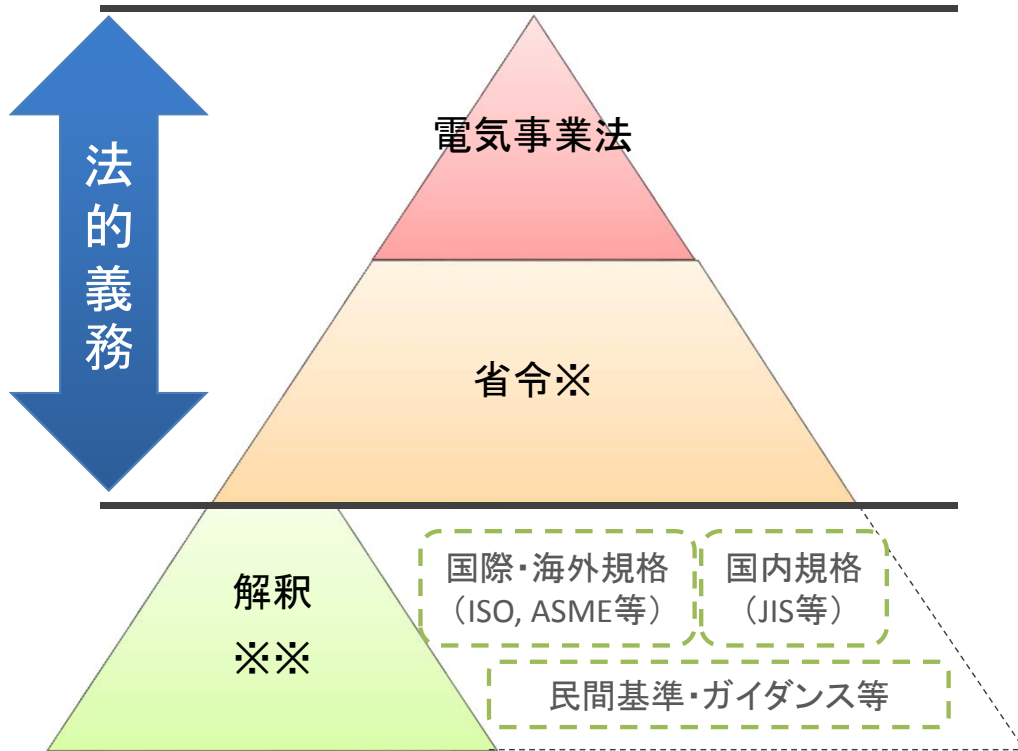
	対象工作物	技術基準	工事計画			検査・審査	保安規程	主任技術者	報告規則
			認可	届出	なし				
事業用	<ul style="list-style-type: none"> ○一般電気 ○卸 	人体への危害・物件の損傷の防止 著しい供給支障の防止	発電設備（水・火・燃・太・風以外）	一定規模以上の電気工作物	左記以外	使用前（認可・届出対象のもの） 定期（火力＋風力） <small>※電事法第3弾改正で措置予定</small>	15項目	兼任 統括事業場	電気保安年報 事故報告
	<ul style="list-style-type: none"> ○特定電気 ○特定規模 						9項目		
自家用	上記・下記以外	人体への危害・物件の損傷の防止	※工事計画届出 (例)太陽光2000kW以上			一般電気事業者による 一般調査	9項目	許可選任 外部選任 外部委託	※電気保安統計の自家用分は、個別の事故報告をもとに監督部で集計
一般用 (600V以下)	<ul style="list-style-type: none"> ○小規模な需要設備 ○小出力発電設備 							※外部委託 :発電2000kW未満 :需要7000V以下 (注)自家用の99%はこの規模に あたり、90%は外部委託を 活用	

※小出力発電設備 (例)太陽光50kW未満

(注)上記の他、溶接事業者検査(火力)あり

3. 現行の電気保安規制の全体像③（技術基準関係）

- 電気事業法第39条により、事業者に省令で定める技術基準への適合維持を義務付け。
- 技術基準省令は、電気・火力・水力・風力それぞれの設備の特性に応じたものが整備されている。
- 技術基準省令に適合する基本的な仕様として解釈を作成。（十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、解釈の記載内容に限定されるものではない）



※
電気設備に関する技術基準を定める省令(79条)
発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(80条)
発電用水力設備に関する技術基準を定める省令(35条)
発電用風力設備に関する技術基準を定める省令(8条)

※※
電気設備の技術基準の解釈(233条、8表)
発電用火力設備の技術基準の解釈(169条、32表)
発電用水力設備の技術基準の解釈(43条)
発電用風力設備の技術基準の解釈(15条)

- 国際・海外規格、国内規格、民間規格等が部分的に引用されている例はあるが、規格全体が直接引用されておらず、これら規格製品をそのまま利用することができない。
- これら規格を解釈基準に取り入れるにあたっては、評価や改正手続きに長期間を要する。

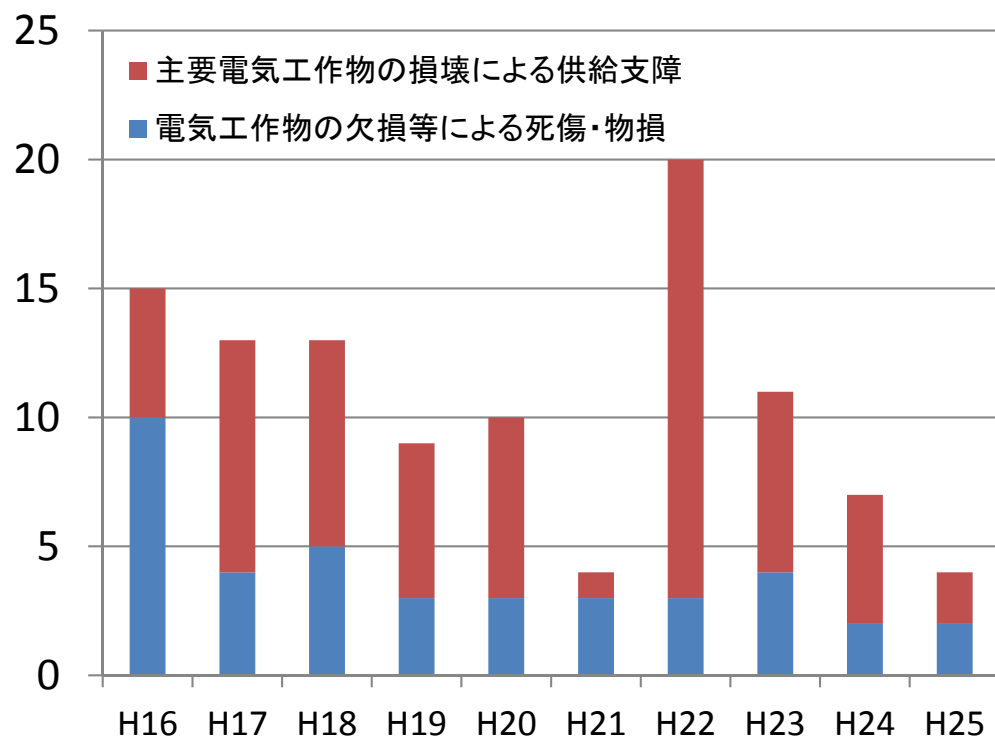
4. 電気保安上の重大事故の状況①

○ 前述のとおり、電気保安規制の目的は、人体への危害・物件の損傷や著しい供給支障の防止。

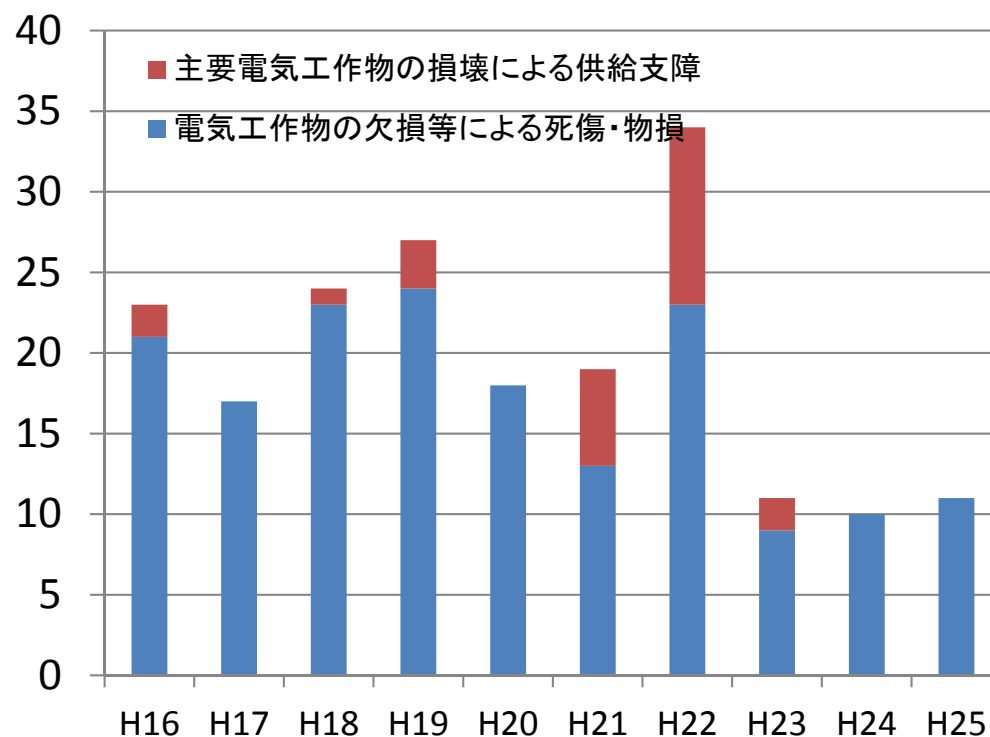
同目的に照らし特に防止されるべき「電気工作物の損壊等による死傷・物損や供給支障を伴う事故」は減少傾向。

○ なお、現時点では死傷等につながないものの危険性の高い事故が多発している設備(例:風力発電)については、規制強化も含め国として保安確保のための措置を講じる必要。

【電気事業用の電気工作物の損壊による重大事故件数】



【自家用電気工作物の損壊による重大事故件数】



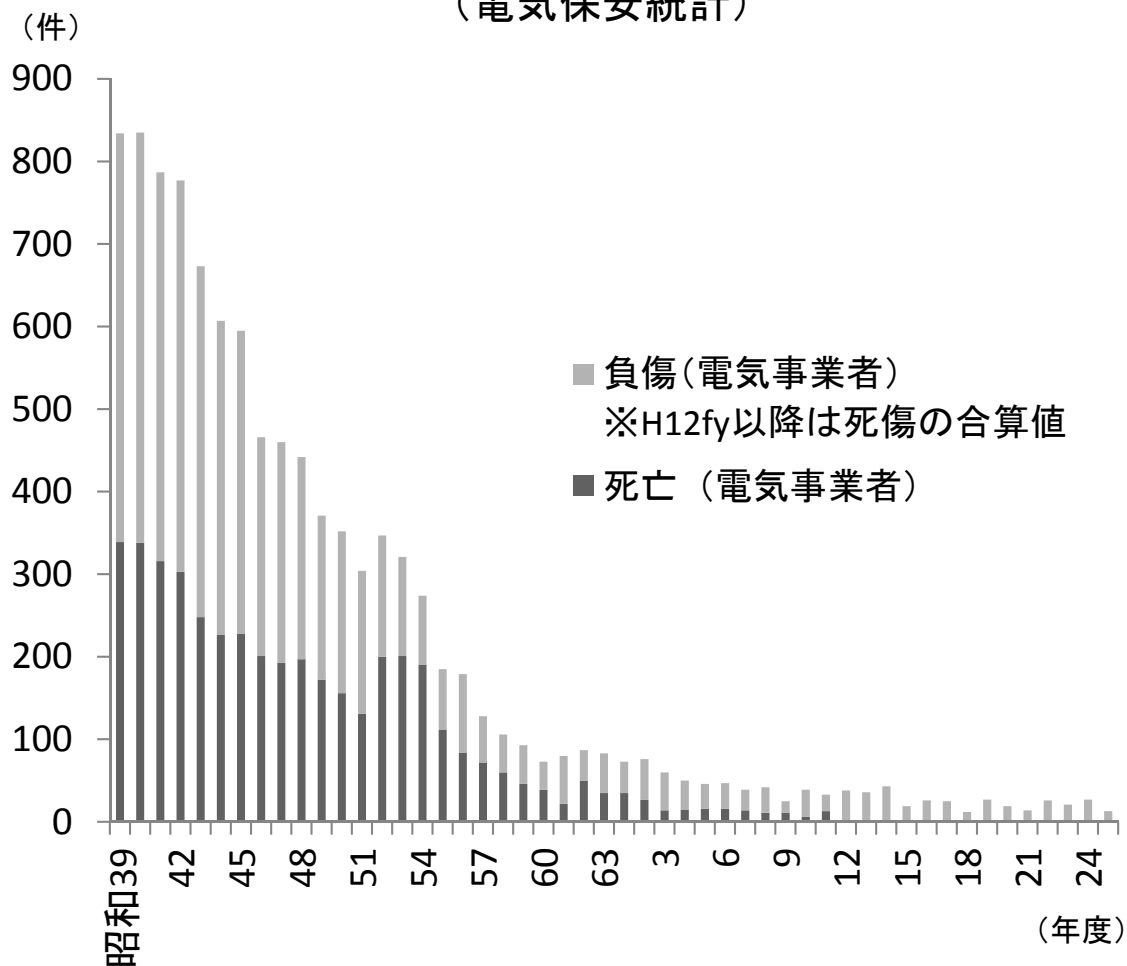
(出典)電気保安統計

(注) 自家用電気工作物については、電気関係報告規則に基づく事故報告を集計したもの。電気事業者については、電気関係報告規則に基づき報告される電気保安年報を基に集計したものであり、上記事故報告の対象とならない事故も集計。

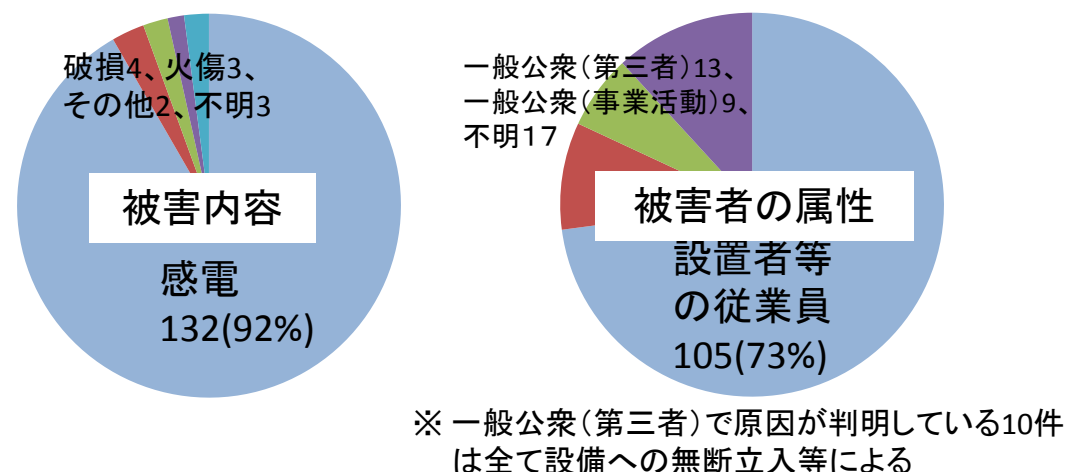
4. 電気保安上の重大事故の状況②

- 事業用電気工作物による感電死傷事故は大幅に減少。
- 直近10年の死亡事故の原因も、設置者等の従業員の過失・作業方法不良による感電事故が大半。
労働安全上の問題であり、電気工作物の保安水準は高いレベルにある。

【電気事業者による感電死傷事故の推移】
(電気保安統計)



【電気による死亡事故の要因分析】
(H16FY～H26.10.1の事故報告144件)



<設置者等の従業員の感電事故92件の発生要因>

	過失	作業方法不良	工作物不良	事故	合計
機器使用者	6	3	7	0	16
工事者・点検者	19	46	1	0	66
その他	8	3	3	0	14
合計	33	52	11	0	96

※複数要因を伴うものがあり合計件数は一致しない

5. 環境変化・課題①（技術の多様化・ビジネススピードの加速）

- 再生可能エネルギーを中心に技術革新が加速。設備の小規模化・固定価格買取制度等の支援策もあり、ビジネススピードが加速。新技術の迅速な実用化や輸入品の活用が求められるところ。
 - 新技術を迅速に取り入れる観点から、平成9年に技術基準省令の性能規定化を実施。それまでの仕様基準を技術基準解釈(内規)に移管し、技術基準省令を満たす基本的仕様と位置づけ(絶対基準ではなく、同等の安全性が担保されるのであれば、異なる仕様でも可)。他方、
 - i) 省令レベルで仕様基準が残っているとともに、解釈においても細かな仕様基準が多く位置づけられているため、新技術や国際規格等の適用・解釈への取入れや工事計画審査にあたり、同等性の評価に長期間の専門的検討を要すること
 - ii) 結果的に技術基準解釈が絶対基準として扱われていること(技術基準解釈へ適合するために国際的な規格を満たす輸入品の一部部品を取り替えて使用する等の事例あり)
- 等から、新技術や輸入品等が十分に活用できていない状況。

<新技術や民間の創意工夫、国際規格等が活用できない事例>

【省令レベルで仕様基準が残っている例】

- ・ 燃料電池設備については、爆発による危害を防止するため残存する燃料ガス・水素ガスを不活性ガス等で強制排出(パージ)することを省令で要求。他方、上記目的に照らせば、可燃濃度に達しない機構とすることや筐体の強度を高めることも許容されるべき。

【国際規格等の解釈への取入れが遅れている例】

- ・ 小規模バイオマス発電の導入拡大に伴い、輸入ボイラーへのニーズが拡大。他方、電気事業法の火技解釈では、材料強度の安全率が海外や国内他法令より厳しく、国内外で一般的に使用されているボイラー等が利用できない。(見直し作業中)

【ボイラー等に係る規格等の安全率】

	安全率
電気事業法	4.0
高圧ガス保安法、ガス事業法、労働安全衛生法	3.5
米国機械学会規格(ASME)	3.5
欧州統一規格(EN)	2.4

5. 環境変化・課題②（新規設備・新規参入者の急増）

- 分散型電源の導入拡大に伴い、工事計画審査案件が急増。また、個々の分散型電源の規模は大型化。
 現行の工事計画の認可・届出対象設備の規模要件は、その時点の導入実績も考慮した規模となっており、設備の大型化の実態を踏まえたものとなっていないとともに、電源毎の設備リスクという観点で比較した場合、電源間での不整合が生じている。
- また、電気設備の保守管理経験の乏しい新規参入者が増加。主任技術者及びこの責任の下で遵守される保安規程が益々重要となる一方、設備数の急激な増加により、今後、主任技術者の不足等、保守管理が疎かになる恐れ。
 とりわけ、電気主任技術者が資格試験制度や外部委託制度により流動的な市場が確保されているのと異なり、ボイラー・タービン主任技術者(BT)やダム水路主任技術者(DS)は、資格取得にあたり実設備での保守管理経験が必要であり、有資格者は既存設備の維持運用に携わってきているため、有資格者の確保が困難な状況。

【再生可能エネルギーの導入拡大】

	FIT導入以前(H24.6末まで)の累積導入量	FIT認定容量(H24.7~H26.11)
太陽光(非住宅)	約90万kW	6688万kW
風力	約260万kW	143万kW
バイオマス(要BT)	約230万kW	148万kW
中小水力(要DS)	約960万kW	34万kW

【工事計画の届出対象設備の規模】

火力 (内燃力) (ガスタービン) (汽力)	10000kW 以上 1000kW 以上 300kW 以上	届出
太陽光	2000kW 以上	
風力・燃料電池	500kW 以上	
波力・潮力・潮流など	全て	認可

(出典)総合資源エネルギー調査会長期エネルギー需給見通し小委員会(平成27年3月第4回会合)

※風力については、アセス審査中の案件としては600万kW以上(第7回電力安全小委員会資料1参照)

※中小水力とは3万kW以下の水力発電所。なお、中小水力の設置はFIT導入以前は10件/年程度であったが、FIT認定件数は200件以上(第8回電力安全小委員会資料3参照)

5. 環境変化・課題③（外生的・構造的課題の顕在化）

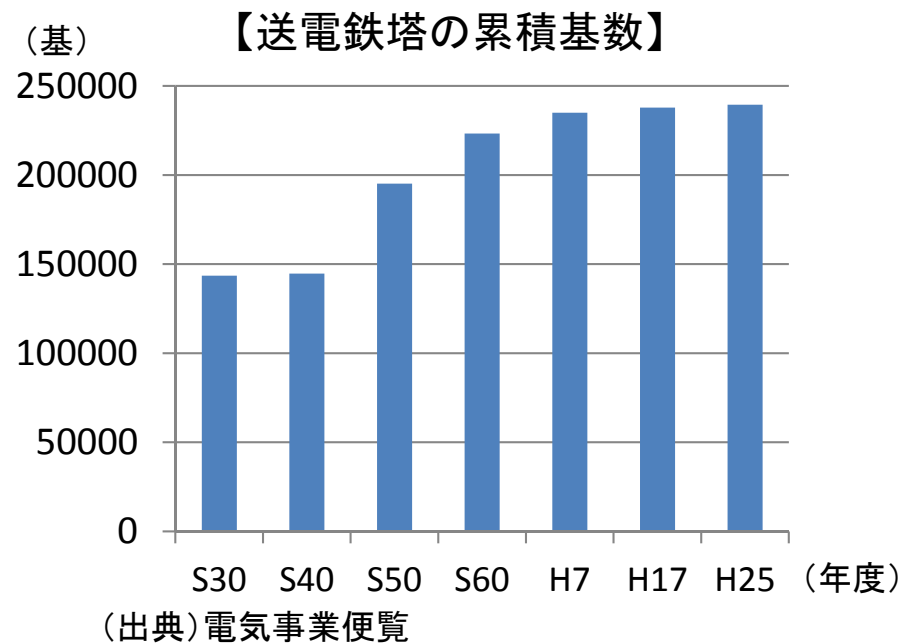
- 近年、激甚化する自然災害やサイバー攻撃等、外生的要因による新たなリスクに直面。
- 将来的には、設備の高経年化、電気保安人材の減少といった構造的課題が顕在化し、保安水準の確保が困難となる恐れ。
- 電力システム改革により多様な事業者が参入する中、事故情報の分析・水平展開や保安技術の高度化・効率化など、共通課題に対する対策を提示していくことが必要。

<最近の台風・豪雪等による事故等の例>

- ・ 平成26年は、10月4日からの台風18号による被害（停電戸数延べ約65万世帯）を初めとして、6月から10月に掛けて梅雨・台風で延べ約287万世帯以上が停電。
- ・ 平成26年12月5日からの大雪に伴い、配電設備が被害を受け四国・中国地方で大規模に停電。復旧までに8日間程度を要した。延べ約5.0万世帯が停電。
- ・ 平成26年12月16日からの暴風雪に伴い配電設備が被害を受け岐阜県・長野県を中心に長期間停電。復旧までに9日間程度を要した。延べ約4.2万世帯が停電。

<設備の高経年化の例(送電設備)>

- ・ 高度経済成長期に大量に建設された既設の送電鉄塔の改修(約24万基。国内最古のものは1910年建設)がいずれ必要となる見込み。
- ・ また、15万kmを超える送電線路(回線延長)の詳細点検・補修は、人が昇塔しての作業が基本。



6. 今後の電気保安のあり方

電気保安の現状

- 電気事故の件数は、設備数の増加や自然災害の激甚化の影響もあり、総体として減っているわけではないが、電気保安規制により防止すべき重大な電気事故(電気による死亡事故や電気工作物の損壊等による死傷・物損／供給支障)については、減少。
- とりわけ、(台風・豪雨等の影響が小さいと思われる)火力発電設備について、電気事業者・自家用電気工作物設置者の別にかかわらず、事故率が低下していることは、民間の平時における保安水準が向上していることの証左ではないか。

今後の電気保安のあり方

- 現行保安規制が機能し民間保安水準が向上している一方で、自然災害、サイバーセキュリティ、設備の高経年化、電気保安人材の減少など、電気保安をとりまく外生的・構造的課題が顕在化。
- このような状況を踏まえ、今後の電気保安行政については、
 - ① 個別案件審査を中心とした保安規制の運用という「守り」の規制行政については、電気保安上のリスクの高い分野に重点化し、民間自主保安化を更に進めるとともに、
 - ② 電気保安が直面する新たな課題に対し効果的な対策を先手を打って検討していく「攻め」の保安行政に強化していく必要があるのではないか。
- このため、電気保安規制については、その目的である i) 人体への危害・物件の損傷の防止、ii) 著しい供給支障の防止などの観点から、設備の種類・規模、設置環境、設置主体の保安実績などを踏まえた電気工作物のリスクを再評価し、それに応じた規制内容に見直していくことが必要ではないか。また、このように規制により守るべきリスクを明確に示すことによって、事業者等が、規制を代替する新たな技術や対策を促すことにつながるのではないか。

7. 具体的な検討課題①（新技術や創意工夫を促進する規制への転換）

(1) 新技術や事業者の創意工夫、輸入製品などが早期に実用化するため、技術基準の更なる性能規定化を進めるべきではないか。

- ・ 技術基準解釈の中で細部にわたる仕様基準が示されていることが、電気工作物の保安品質を一定水準で均一に確保する役割を果たす一方、技術革新等が加速している分野にあつては、新技術等の迅速な活用を阻んでいる要因であることから、

①技術基準省令について、更なる性能規定化を進め、

②解釈について、電気保安上の重要性を再評価し、必要十分な内容の仕様基準に改めるとともに、

③並行的に、公的機関や学会など適切な検討主体の下で策定された国際規格・民間規格等については、迅速かつ円滑に適合性の確認・解釈への取入れ(エンドース)を進めていくことが必要ではないか。

- ・ その際、国内他法令(労働安全衛生法、高圧ガス保安法、ガス事業法など)の基準との整合性についても、安定供給など電気保安固有の観点に留意しつつ、可能な限り整合化を図っていくことが必要ではないか。

(2) 保安水準の向上に向け先進的な取組を行う事業者に対し、規制上のインセンティブを付与していくことを検討すべきではないか。

- ・ 現行制度においても、i)保安体制が確立されている事業者に対する安全管理審査の負担軽減(3年分の審査案件を事後的に一括審査)やii)運転実績等を踏まえた設備の余寿命が適切に評価できる場合の定期事業者検査の検査時期延伸といったインセンティブ措置がビルトインされている。
- ・ このように先進的取組により高い保安水準を確保している事業者に対し規制上のインセンティブを付与することにより、保安水準向上に向けた事業者の自主的な取組が促進されるのではないか。このような仕組みについて、あらためて検討していくべきではないか。

7. 具体的な検討課題②（リスクに応じた規制の再整備）

(3) ハード規制(工事計画、各種検査制度等)及びソフト規制(保安規程、主任技術者)の対象設備や運用ルールについて、各設備の電気保安上のリスクを踏まえた見直しを行うべきではないか。

i) 工事計画対象設備の見直し、使用前自己確認制度への移行

- ・ 工事計画の認可・届出対象設備について、設備リスクに応じた見直し・最適化を図ることが適切ではないか。その際、国の事前関与を縮小し民間自主保安を進める観点から、工事計画の認可・届出対象設備を電気保安上のリスクの高い分野に限定していくことが適切ではないか。
- ・ そのうえで、リスクが比較的低い設備については、事業者が自主検査を通じ技術基準適合性を確認・コミットする仕組みである使用前自己確認制度※へ移管していくことが適切ではないか。

(技術基準の性能規定化の要諦は、自らの新技術や創意工夫により性能規定に適合していることを民間事業者自らがコミットすること。工事計画段階で国が性能規定への適合性を逐一専門的に評価することとした場合、審査に長期を要し、新技術の迅速な普及につながらない。)

※ 工事計画の段階で国が技術基準適合性を審査するのではなく、電気工作物の使用前に事業者自らが技術基準適合性を自主検査で確認し、国に届け出る制度。検査結果に問題がある場合には、国は報告徴収等の事後規制を実施。

ii) 主任技術者制度の運用見直し

- ・ 主任技術者制度は民間自主保安の要。高い専門性を有する保安人材を適切に確保していくことが不可欠。
- ・ とりわけ、BT主任技術者・DS主任技術者は資格取得に実務経験を有するため、新エネ・再エネ設備の急増に見合った人材の確保が困難となる恐れがあることから、主任技術者制度の運用合理化も含め、これら設備の保安確保のあり方について検討していくことが適切ではないか。

7. 具体的な検討課題③（電気保安基盤の高度化）

- (4) 設置者が多様化する中、事故原因を適切に分析し、対策の水平展開を図っていく観点から、電気関係報告規則に基づく事故報告や電気保安統計に基づく事故分析を精緻化していくことが必要ではないか。
- ・ 現行の事故報告では、影響の大きな事故については、事故原因（自然災害由来か否かなど）や事故の規模（供給支障の時間など）などの詳報が報告されているものの、アナログな報告形式であるため、体系的な事故分析に十分に活かせていない。また、そもそも社会的影響の大きな事故であっても、電気工作物の損壊等の一定の要件に合致しない場合、報告の対象とならないケースもある。
 - ・ 新規事業者の参入が拡大する中、事故情報の分析・対策の水平展開は極めて重要。重大事故が減少する中、マクロのトレンドとして事故件数を減少させていくだけでなく、事故対策の水平展開により効率的・効果的に保安水準を高めていくことが不可欠。このため、事故報告及び電気保安統計についてより詳細な事故分析に資する内容に適正化を図るとともに、情報基盤の整備等も進めていくことが適切ではないか。
- (5) 中長期的に電気保安を確保していく上で、外生的・構造的課題の解決に向け、国として重点的に取り組んでいく必要があるのではないか。
- ・ 個別設備の保安のみならず電力システムのレジリエンスを確保する観点から、激甚化する自然災害への対応、サイバーセキュリティ対策などについて、国として適切に検討を行い、必要な措置を講じていくことが必要ではないか。
 - ・ 更には、設備の老朽化、電気保安人材の減少といった将来起こりうる環境変化を見据え、電気保安技術の高度化（ビッグデータを用いた予兆把握技術やIT・ロボット等を活用した保守点検技術など）や電気工事士の確保などに向けた検討を国としても進めていくべきではないか。

7. 具体的な検討課題④（その他電気事業法改正を踏まえた制度整備）

(6) 電気事業用の電気工作物及び自家用電気工作物のそれぞれに対し、どのような規制内容を求めるか、あらためて検討を行う必要があるのではないか。

- ・ 現行制度においては、電気事業用の電気工作物設置者に対しては、ソフト規制（主任技術者など）及び報告規則において、より高い水準を求めている。
- ・ 電気事業用の電気工作物については、電気事業法第2弾改正において、一般送配電事業等のネットワーク事業に供するものに加え、一定の要件（省令委任）に該当する発電事業の用に供する電気工作物を対象とすることとしたところ。改正法の施行に向け、まずは電気事業用の電気工作物の要件を早急に示していくことが必要。
- ・ そのうえで、電力システム改革後の事業環境において、各主体に対しどのような規制内容を求めるべきか検討を進めていく必要。

(7) 風力発電所の定期的な検査制度について、適切なタイミングで具体化を図る必要。

- ・ 電気事業法第3弾改正が成立した際には、風力発電所の定期安全管理検査制度を措置する予定。風力発電事業者の準備期間を確保するとともに、登録安全管理審査機関における審査体制を確立する観点から、検査頻度や検査内容、審査方法などについて、風力発電協会における検討状況も踏まえつつ、適切に具体化を図っていくことが必要。
- ・ 加えて、溶接事業者検査のあり方や登録安全管理審査機関の審査対象範囲の拡大などについても、軌を一にして検討を進めていくことが必要。